常滑市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

１　概　要

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定する**財政の健全性に関する比率**を表すもので、監査委員の意見を付した上で議会への報告と公表が義務付けられている。

なお、健全化判断比率等が一定の基準以上となった場合、財政の早期健全化や経営健全化のための計画策定等が必要となる。

【健全化判断比率の対象範囲等】

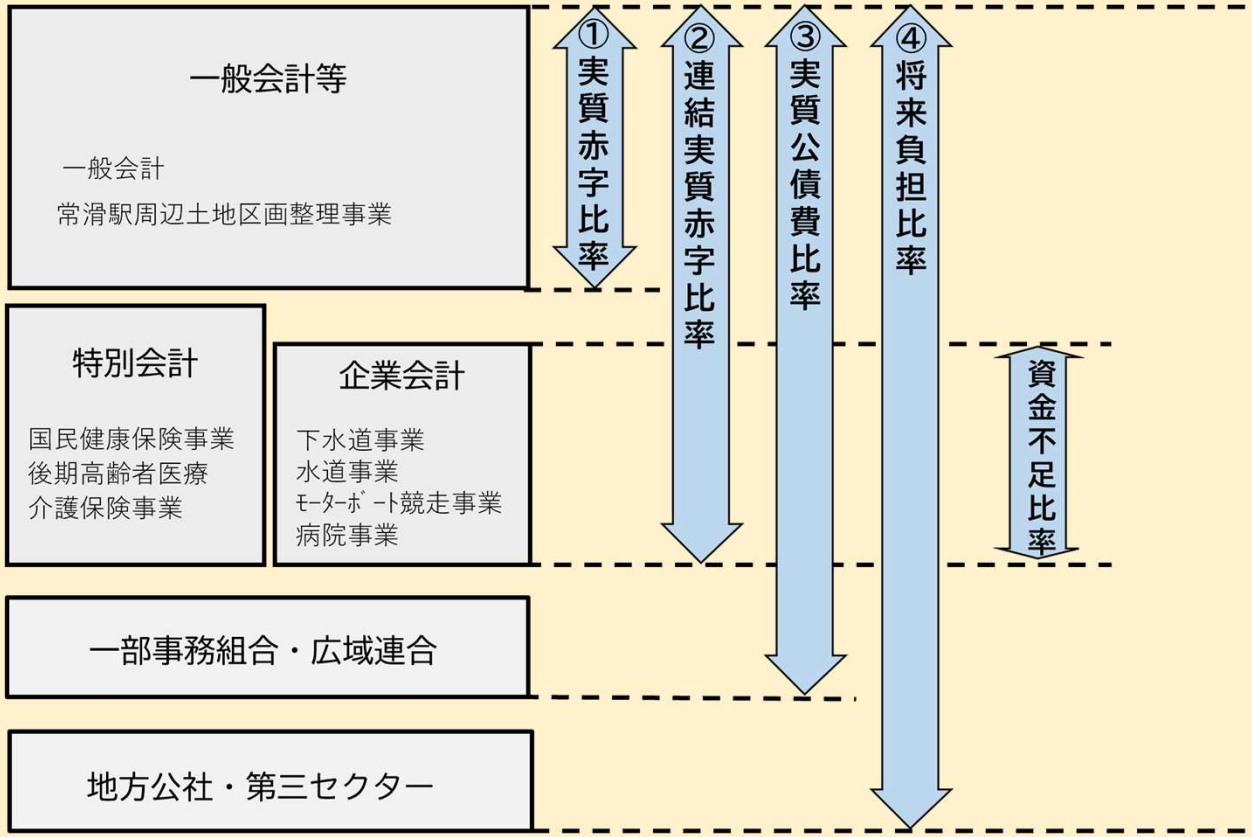

（１）健全化判断比率

「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の４指標で構成され、その算定する目的、内容に応じ、一般会計、特別会計のほか、地方公共団体が加入する組合、地方公共団体が設立した法人を算定対象とする。

（２）資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業会計ごとに算定する。

２　健全化判断比率の算定結果

令和４年度決算に基づく健全化判断比率の各数値は下表のとおりで、「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の**いずれも早期健全化基準を下回った**。

指　標　名	令和３年度	**令和４年度**	早期健全化基準	財政再生基準	この指標でわかること
①　実質赤字比率	－ （赤字なし）	**－ （赤字なし）**	12.83%	20.00%	一般会計等の実質的な赤字は収入の何パーセントだったのか
②　連結実質赤字比率	－ （赤字なし）	**－ （赤字なし）**	17.83%	30.00%	市の全会計の実質的な赤字は収入の何パーセントだったのか
③　実質公債費比率 【R2～R4の３ヶ年平均値】	11.6%	**11.6%**	25.0%	35.0%	収入のうちどれくらいを借金の返済に充てているのか
④　将来負担比率	121.5%	**107.3%**	350.0%		背負っている負債は収入に対してどれくらいあるのか

（注）「－」は赤字額が生じていないことを示す。値が低いほど財政状況が健全と判断される。

早期健全化基準とは　「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には、自主的な改善努力が義務付けられ、財政健全化計画を策定し、財政の健全化に取り組まなければならない。

財政再生基準とは　「レッドカード」に当たるもので、この基準以上である場合には、国等の関与の下で財政再建を行わなければならず、財政再生計画を策定し、財政の再生を図らなければならない。

各指標の算定結果

① 実質赤字比率

令和３年度：実質赤字額なし（△10.82%）　⇒　**令和４年度：実質赤字額なし（△7.96%）**

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当なし。実質収支額の減により黒字額の割合は前年度に比べ2.86ポイントの減となった。

指標の趣旨	地方公共団体の最も主要な会計である**一般会計等に生じている赤字の大きさ**を、財政規模に対する割合で表したもの
家計に例えると	１世帯の１年間の収入と支出の結果で「赤字か・黒字か」の程度の割合を示すもの
算定式	実質赤字比率 ＝ 一般会計等の実質赤字額 ／ 標準財政規模

② 連結実質赤字比率

令和３年度：連結実質赤字額なし（△121.78%）　⇒　**令和４年度：連結実質赤字額なし（△161.26%）**

市の全会計の実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は該当なし。モーターボート競走事業会計の資金譲与額の増により黒字額の割合は前年度に比べ39.48ポイントの増となった。

指標の趣旨	一般会計等に公営事業会計を加えた**地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさ**を、財政規模に対する割合で表したもの
家計に例えると	生計を共にする世帯（２世帯住宅など）で、１年間の収入と支出の結果で「赤字か・黒字か」の程度の割合を示すもの
算定式	連結実質赤字比率 ＝ 連結実質赤字額 ／ 標準財政規模

③　実質公債費比率

令和３年度：１１．６％　⇒　**令和４年度：１１．６％**　（県内37市中、37番目）

３か年平均での実質公債費比率は、今回の算定から除外される令和元年度と令和４年度の単年度の比較が0.1ポイントの減（12.2%→12.1%）と僅差であったことから、前年度と変わらず11.6%となった。
なお、令和３年度と令和４年度の単年度で比較すると、標準財政規模の減などにより1.2ポイントの増（10.9%→12.1%）となった。

指標の趣旨　地方公共団体の借入金（地方債）などの**返済額（公債費）の大きさ**を、財政規模に対する割合で表したもの（３か年平均）

家計に例えると　生計を共にする世帯で、１年間の支出のうち住宅取得や自動車購入などの借入金があった場合に、その返済等が年収に対してどれくらいの割合であったかを示すもの

算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金） − （特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 − （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

④　将来負担比率

令和３年度：１２１．５％　⇒　**令和４年度：１０７．３％**　（県内37市中、37番目）

将来負担比率は、飛香台公益的施設用地取得費用の繰上償還などに伴う将来負担額の減により前年度に比べ14.2ポイントの減となった。

指標の趣旨　地方公共団体の借入金（地方債）など**現在抱えている負債の大きさ**を、財政規模に対する割合で表したもの

家計に例えると　生計を共にする世帯で、住宅取得や自動車購入などの借入金の残高と預金の状況をもとに、将来の負担が年収に対してどれくらいの割合なのかを示すもの

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 − （充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債償還に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 − （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

３　資金不足比率の算定結果

令和４年度決算に基づく資金不足比率の各数値は下表のとおりで、全ての公営企業会計において前年度に引き続き**資金不足は生じておらず、経営健全化基準を下回った**。

会　計　の　名　称	令和３年度比率	**令和４年度比率**	経営健全化基準
下水道事業会計	－	**－**	20.0%
水道事業会計	－	**－**	20.0%
モーターボート競走事業会計	－	**－**	0.0%
病院事業会計	－	**－**	20.0%

（注）「－」は資金不足額がないことを示す。

この指標でわかること

企業会計の資金の不足額が事業規模の何パーセントだったのか

経営健全化基準とは

「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には、自主的な改善努力が義務付けられ、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組まなければならない。

資金不足比率

令和３年度：資金不足額なし　⇒　**令和４年度：資金不足額なし**

市の全ての公営企業会計において資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし。

指標の趣旨

公共下水道や公立病院など公営企業の資金不足を、事業規模を示す料金収入等の規模と比較して**経営状態の悪化の度合いを示す**もの

算定式

$$資金不足比率 = \frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

４　今後の対応

今後は、市役所新庁舎や一部事務組合の施設整備等に関連した起債の償還が本格化し実質公債費比率の上昇が見込まれる。
また、将来負担比率においても、学校給食共同調理場建設事業をはじめとする大型事業に係る借入が控えているため、数値の上昇が見込まれる。
早期健全化基準に達することはないが、引き続き各種事業の計画的な実施により数値の抑制・安定的な財政運営に努める。